

## 令和6年度第2回水質部会の意見等への対応

No.	項目	指摘事項	当日の回答	対応
1	資料1 5p	(国土交通省大平委員) 釜房ダムについては「人為的汚濁負荷の削減対策によって水質を改善できる余地が少ない」とあるが、その他のダムについてもこういった整理がされているのか。	(当日の回答) 県 釜房ダムは、湖沼計画策定の際に将来も含めた水質シミュレーションを行っている。他の湖沼については、次回の資料として作成する。	・12湖沼について、負荷の由来等を明らかにするため、土地利用や流域内人口について整理しました(参考資料3)。
2	資料1 19p	(環境省(代)杉山委員) 令和7年6月の水質部会の際に大倉ダム、釜房ダムを現地視察とあるが、これらのダムを選定した理由は。	(当日の回答) 県 釜房ダムは湖沼法の指定湖沼であり水道水源として利用されていること、大倉ダムも主に仙台市の水道水源として利用されていること、立地の面から選定した。	-
3	資料4-2	(国土交通省大平委員) 各ダムにおいて、指定時と現況の利用状況が異なっているのは、推定の利用状況ということか。また水産二級とはなにか。 水産はダム湖内の水産か。 鳴子ダムは完成後に指定されているが、当時農業はなかったが今はあるという整理か。直轄分のダムについてはこちらでも確認したい。	(当日の回答) いであ 指定時は類型指定当時に資料に記載された内容であり、現況については現在の利用状況を確認して記載したものである。水道2級等の水道の級については、類型指定時の資料から修正していない。 水産2級などの説明については、資料1の6ページにあり、水産区分の魚種については参考資料2をご確認頂きたい。水産はダム湖内の漁業権を記載している。 (当日の回答) 県 ダム完成後の利用を踏まえて、当時類型指定を行っている認識している。	-
4	資料4-1	(山田委員) フローチャートについて意見はないが、水質環境基準において、利水のみならず本来あるべき該当水域の生態系保全にとっての視点は、「自然環境保全」の項目だけで判断して良い	(当日の回答) 県 水生生物の保全に関する環境基準の設定は別に設定されているので、そちらで評価したい。底層溶存酸素量の環境基準自体は、宮城県内では設定されている湖沼はない。底層溶存酸素量の環境基準設定は湖沼の中での生態系の	・水域の生態系保全を目的とする環境基準としては、生活環境の保全に関する環境基準のうち水生生物保全環境基準及び底層溶存酸素量環境基準が該当し、今回諮問している類型指定見直しの対象としておりませんが、全国の類

No.	項目	指摘事項	当日の回答	対応
		のか。特に底層溶存酸素濃度の関わりが気になる。	あるべき姿の保全、魚類などの生物を保全というような目的がある。御指摘の「自然環境保全」の項目は自然探照等の環境保全と定義されているため、生態系の保全とは別の視点と考えられる。生態系の保全等は、次回事務局としての考え方を示したい。	型指定状況も踏まえながら、別途、見直しや新規指定の必要性について検討してまいります。
5		(木村委員) 類型指定時から50年を経過しており、利用状況も変わっているため見直し自体は然るべきである。ただし、市民の方には今回の変更が基準を緩めるためしているわけではないということを理解していただくような努力が必要である。	-	・環境基準告示では、水域類型の指定は利用目的や水質の変化等に応じて適宜改定するものとされているが、県内の湖沼では、当初の類型指定以降に改定が行われておらず、国において人工湖の類型あてはめについての新たな見解が示されるなど、湖沼を取り巻く環境が変化していることに加え、類型見直し後も、引き続き水質監視(常時監視)や、必要な水質保全対策を継続・推進することを通じて、水環境保全に係る県の取組が後退するわけではないことを、丁寧に説明してまいります。
6	全体	(山田委員) 環境基準を達成するため、政策としてどれだけの事業が実行され、どのような成果を得たのか評価が必要。 “「悪化することを許容する」こととにならないように配慮する”点が大事な視点。 (江成部会長) (山田委員の指摘を受け)県の施策だけでなく、地元での対策についても情報が得られるようであればまとめていただきたい。	(当日の回答)県 湖沼によっては、流域等で様々な対策が取られている場合があるので、次回の会議の際には、これまで行われてきた事業等についても取りまとめを行い、これを踏まえて水質がどうなっているのかという視点で資料に反映させる。 次回は将来の水質予測等も行うので、事業との関連性についてもお示ししたい。 「悪化することを許容することとにならないように配慮する」という視点を持って見直しの検討を行う。	・流域の自治体等を対象に、実施している施策についてアンケートを行い、水質保全対策及びその成果等について整理しました(資料5-4)。 ・今回実施した将来水質の予測(参考資料2および3)では、各湖沼の流域における生活系、畜産系、土地系、産業系のデータを用いて排出負荷量を算出し、将来における社会指標(人口、畜産頭数、土地利用の変化等)の予測を行いました。今回把握した対策ごとの成果が水質に及ぼす具体的な効果については定量化が難しく、考慮してお

No.	項目	指摘事項	当日の回答	対応
				<p>りません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、類型の見直しに当たっては、当該予測値、現状水質に加え、人為的な汚染を除いた場合の水質の予測値を考慮・比較することで、達成可能な水質の予測精度の向上を図るとともに、「維持すべき目標値の適切な設定の観点」で検討を行い、類型の見直しが水質の悪化を許容することとならないよう配慮しました。</li> </ul>